

都 市 施 設 の 名 称			特 定 都 市 施 設 網掛け部分が特定都市施設 床面積 (以上～未満)						
			500㎡		2,000㎡		5,000㎡		
			200㎡	1,000㎡	3,000㎡				
1	学校等施設	学校 (幼稚園を除く。)	○	○	○	○	○	○	○
		幼稚園				○	○	○	○
			○	○					
		その他これらに類する施設 ※	●	●	●	●	●	●	●
2	医療等施設	病院又は診療所 (患者の収容施設を有するもの。)				○	○	○	○
			○	○					
		○							
		診療所 (患者の収容施設を有しないもの。)				○	○	○	○
			●	○					
		★							
		助産所、施術所又は薬局 (医薬品の販売業を併せ行うものを除く。) ※				●	●	●	●
			●						
3	興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場				○	○	○	○
		その他これらに類する施設 ※				●	●	●	●
4	集会施設	集会場 (冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が 200 ㎡を超えるもの。)							○
			○	○					
		○							
		公会堂							○
			○	○					
		○							
		集会場 (冠婚葬祭施設を含み、すべての集会室の床面積が 200 ㎡以下のもの。)				○	○	○	○
		公民館 ※ その他これらに類する施設 ※				●	●	●	●
5	展示施設等	展示場							○
		その他これらに類する施設 ※				●	●	●	●
6	物品販売業を営む店舗等	卸売市場				●	●	●	●
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗							○
					○	○	○		
		★	●						
7	宿泊施設	ホテル又は旅館							○
		その他これらに類する施設 ※				●	●	●	●
8	事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署				○	○	○	○
			○	○					
		○							
		事務所 (他の施設に附属するものを除く。)				●	●	●	●

※ 東京都建築物バリアフリー条例等にて義務化の対象となるものは、福祉のまちづくり条例の届出は免除
 ●★ 福祉のまちづくり条例の届出が必要な用途及び規模
 ○ 東京都建築物バリアフリー条例等にて義務化の対象となるもの
 (ただし、「観覧席・客席」「公共の通路」がある場合は、その整備項目について福祉のまちづくり条例の届出が必要)

[illegible]

凡例の解説

【福祉のまちづくり条例の届出が必要な遵守基準】
●：建築物（共同住宅等以外）の遵守基準
★：小規模建築物の遵守基準
【建築物バリアフリー条例等と重複している遵守基準（届出不要のもの）】
○：建築物（共同住宅等以外）の遵守基準

